

五十二 第58条の2《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(鉱物を原材料として製造した物品の範囲)</p> <p>58の2-2 <u>措置法令第34条の2第1項第3号又は第9項第3号</u>.....</p> <p>...</p> <p>(鉱物を原材料として製造された中間製品の販売による収入金額等)</p> <p>58の2-3<u>措置法令第34条の2第1項第3号又は第9項第3号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(採掘所得金額に係る益金の額)</p> <p>58の2-6<u>措置法令第34条の2第1項又は第9項</u>.....</p> <p>.....ただし、貸倒引当金、海外投資等損失準備金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において採掘所得金額の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(共通損金の区分基準の継続)</p> <p>58の2-11 <u>鉱業と鉱業以外の業とに共通する損金の額又はその区分が明らかでない損金の額の区分計算について適用した基準は、その後の事業年度(そ</u></p>	<p>(鉱物を原材料として製造した物品の範囲)</p> <p>58の2-2 <u>措置法令第34条の2第1項第3号又は第8項第3号</u>.....</p> <p>...</p> <p>(鉱物を原材料として製造された中間製品の販売による収入金額等)</p> <p>58の2-3<u>措置法令第34条の2第1項第3号又は第8項第3号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(採掘所得金額に係る益金の額)</p> <p>58の2-6<u>措置法令第34条の2第1項又は第8項</u>.....</p> <p>.....ただし、貸倒引当金、海外投資等損失準備金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた事業年度において採掘所得金額の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(共通損金の区分基準の継続)</p> <p>58の2-11 <u>鉱業と鉱業以外の業とに共通する損金の額又はその区分が明らかでない損金の額の区分計算について適用した基準は、その後の事業年度にお</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>においても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p>(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58の2-12措置法令第34条の2第11項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(イ) 鉱量が推定されていない鉱床とは、<u>日本工業規格(以下「JIS」という。)-M1001号「鉱量計算基準」</u>に基づく鉱量の分類の確定鉱量、推定鉱量以外の区域の鉱床をいい、.....</p> <p>(ロ)</p> <p>(参考).....</p> <p>(石炭鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58の2-13措置法令第34条の2第11項第3号及び第4号.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>この坑道の掘削費は、<u>JIS-M1002号「炭量計算基準」</u>に示す炭量の分類の確定炭量甲区域以外の区域における坑道の掘削のうち、.....</p> <p>.....</p> <p>イ</p>	<p>いても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p>(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58の2-12措置法令第34条の2第10項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(イ) 鉱量が推定されていない鉱床とは、<u>JIS M-1001鉱量計算基準</u>に基づく鉱量の分類の確定鉱量、推定鉱量以外の区域の鉱床をいい、.....</p> <p>.....</p> <p>(ロ)</p> <p>(参考).....</p> <p>(石炭鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58の2-13措置法令第34条の2第10項第3号及び第4号.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>この坑道の掘削費は、<u>JIS M-1002号炭量計算基準</u>に示す炭量の分類の確定炭量甲区域以外の区域における坑道の掘削のうち、.....</p> <p>.....</p> <p>イ</p>

.....その巻卸坑道に附属する片ばん（盤）によって新たに確認された線（J I S - M1002号「炭量計算基準」に示す確認線をいう。）

.....

□

（石油及び可燃性天然ガス鉱業における新鉱床探鉱費の範囲）

58の2-14 石油及び可燃性天然ガス鉱業における措置法令第34条の2第11項第1号から第3号までに掲げる新鉱床探鉱費の範囲については、次により取り扱う。

(1)

(2) **地震探鉱、重力探鉱その他これらに類する探鉱の費用**

.....

(3)

イ

(イ) J I S - M1006号「原油及び天然ガス-鉱量計算基準」に規定する**確認地域外の地域**

(注)

(ロ)

□

（参考）J I S - M1006号「原油及び天然ガス-鉱量計算基準」に規定する**確認地域**

1

2

3

（適格合併等により引継ぎを受けた探鉱準備金等の取崩し）

58の2-15 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継

.....その巻卸坑道に附属する片ばん（盤）によって新たに確認された線（J I S M-1002号炭量計算基準に示す確認線をいう。）...

.....

□

（石油及び可燃性天然ガス鉱業における新鉱床探鉱費の範囲）

58の2-14 石油及び可燃性天然ガス鉱業における措置法令第34条の2第10項の新鉱床探鉱費の範囲については、次により取り扱う。

(1)

(2) **地震探鉱、重力探鉱その他これらに類する探鉱**

.....

(3)

イ

(イ) J I S M-1006《原油及び天然ガス鉱量計算基準》に規定する**確認地域外の地域**

(注)

(ロ)

□

（参考）J I S M-1006に規定する**確認地域**

1

2

3

（新設）

改 正 後	改 正 前
<p><u>ぎを受けた探鉱準備金又は海外探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金を含む。以下同じ。）の措置法第58条の2第4項の規定による取崩しについては、55-7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</u></p> <p><u>58の2-16 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>（新 設）</p>

五十三 第59条《沖縄の認定法人の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 <u>沖縄の認定法人の課税の特例</u></p> <p>第59条 <u>《沖縄の認定法人の所得の特別控除》関係</u></p> <p><u>（実質的に同一であると認められる者の意義）</u></p> <p><u>59-1 措置法規則第21条の17の2第1項第2号に規定する「内国法人と実質的に同一であると認められる者」とは、例えば、支店形態で営業開始の後に別法人を設立した場合の当該支店や個人事業者がいわゆる法人成りをした場合の当該個人事業者をいう。</u></p> <p>（軽減対象所得金額に係る益金の額）</p>	<p>第5章 <u>特別自由貿易地域における課税の特例</u></p> <p>第59条 <u>《特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除》関係</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（軽減対象所得金額に係る益金の額）</p>

59-1の2 措置法令第35条第4項.....ただし、貸倒引当金、特別
修繕準備金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金
を繰り入れた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、
当該連結事業年度）において軽減対象所得金額（措置法令第39条の90第4項
に規定する軽減対象連結所得金額を含む。）の計算上損金の額に算入された繰
入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。

- (1)
- (2)
- (3)

（支払利子の区分の特例）

59-4措置法令第35条第6項.....

- (1)
- (2)

（共通費用の額の配分基準の継続）

59-5 措置法令第35条第6項に規定する共通費用の額について適用した同項
に規定する合理的と認められる基準は、その後の事業年度（その事業年度が
連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においても継続して
適用しなければならないものとする。

（常時使用する従業員の範囲）

59-5の2 措置法令第35条第7項に規定する「常時使用する従業員」は、常
用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時
就労している職員、事務員等（役員を除く。）によって判定することに留意す
る。

59-1 措置法令第35条第1項.....ただし、貸倒引当金、特別修繕
準備金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰
り入れた事業年度において軽減対象所得金額の計算上損金の額に算入された
繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。

- (1)
- (2)
- (3)

（支払利子の区分の特例）

59-4措置法令第35条第3項.....

- (1)
- (2)

（共通費用の額の配分基準の継続）

59-5 措置法令第35条第3項に規定する共通費用の額について適用した同項
に規定する合理的と認められる基準は、その後の事業年度においても継続し
て適用しなければならないものとする。

（新 設）